

監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部（秘書課、政策推進課（政策推進プロジェクト室、公共交通対策室）、観光まちづくり課（敦賀きらめき温泉リラ・ポート）、市民協働課（男女共同参画センター・男女共同参画室・市民活動支援室）、広報広聴課、原子力安全対策課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年11月19日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	木	下	章

企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成22年10月20日（水）

2 監査の対象

企画政策部

秘書課、政策推進課（政策推進プロジェクト室、公共交通対策室）、観光まちづくり課（敦賀きらめき温泉リラ・ポート）、市民協働課（男女共同参画センター・男女共同参画室・市民活動支援室）、広報広聴課、原子力安全対策課・公立学校法人準備室（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

APECエネルギー大臣会合記念事業費補助金の事業において、記念事業開催実行委員会が、監査報告をしないで事業報告、収支決算報告をして承認されているが、監事を選任し事業を遂行すべきである。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～6のとおりである。（別表省略）